

資金決済に関する法律第 20 条第 1 項に基づく
前払式支払手段の払戻しのお知らせ

当社発行の前払式支払手段「e-さいふ」は 2019 年 4 月 9 日をもちましてサービスを終了いたしました。

資金決済に関する法律第 20 条第 1 項に基づき、下記のとおり未使用残高の払戻しをいたしますので、申出期間内にお手続きくださいますようお願ひいたします。

記

● 払戻しを行う前払式支払手段の発行者

三菱UFJニコス株式会社

● 払戻しの対象となる前払式支払手段の種類

e-さいふ

● 払戻しの申出期間

2019 年 4 月 10 日（水）～7 月 31 日（水）

※ 上記期間中に申出いただけない場合には、この払戻しのお手続きから除斥されますのでご注意ください。

● 払戻しの申出の方法

e-さいふウェブサイト (<https://www.mun-prepaid.com/>) へアクセス・ログインいただき、所定のフォーマットに必要事項をご入力ください。

● 払戻しの方法

セブン・ペイメントサービスが提供する「現金受取サービス」、もしくは「Amazon ギフト券（チャージコード）」をお客さまにご選択いただき払戻しいたします。

● 本件に関するお問い合わせ先

三菱UFJニコス株式会社

e-さいふ事務局 0570-077-117 または 03-6732-3737

受付時間／9：00 ～ 17：00（年末年始を除く）

三菱 UFJ ニコス株式会社

2019 年 4 月 10 日